

高松市監査委員告示第24号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年11月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)

(令和4年11月30日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	R元	R2.2.28	第4号	指摘	【重点】 連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの	P24	創造都市推進局	美術館美術課	R4.11.4
2				指摘	【重点】 行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの	P24			
3				指摘	【重点】 連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの	P24			
4				意見	【重点】 行政財産の使用許可に係る標準処理期間の取扱いについて	P26	都市整備局	R4.10.31	
5	R2	R3.2.26	第3号	意見	深間ふれあいセンターについて	P19	市民政策局	牟礼総合センター	R4.11.1
6	R3	R4.2.28	第3号	意見	特別展の開催に係る委託業務について	P17	創造都市推進局	美術館美術課	R4.11.4

※ 告示番号・・・高松市監査委員告示の番号

※ 指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】・・・「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成31年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成31年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じ最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成30年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、2年で全局を一巡する監査であることから、平成31年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当ページ	P24		
公表文へのリンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年11月4日
所管課等	創造都市推進局 美術館美術課
措置結果	本件指摘事項については、「高松市公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則」が令和2年4月1日から施行され、行政財産の目的外使用許可において、連帯保証人は不要となった。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和4年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年11月4日
所管課等	創造都市推進局 美術館美術課
措置結果	本件指摘事項については、令和元年度から、行政財産使用許可台帳を作成することに改め、課内において周知するとともに、決裁行為後には、管理職が登録されたことを確認することにより、二重にチェックすることとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和4年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P24		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年11月8日
所管課等	創造都市推進局 土地改良課
措置結果	本件指摘事項については、「高松市公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則」が令和2年4月1日から施行され、普通財産の貸付手続き等において、連帯保証人は、原則不要となった。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	令和2年2月28日
区分	意見【重点】		
意見の項目	行政財産の使用許可に係る標準処理期間の取扱いについて		
意見の内容	<p>今後は「行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準」第5項第1号の規定の見直しや、同取扱基準第6項第1号に定める標準処理期間の事務の実態に即した短縮の適否等について、同取扱基準の所管課と協議されたい。</p>		
公表文該当 ページ	P26		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/ihokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年10月31日
所管課等	都市整備局
措置結果	<p>本件意見については、令和4年5月に「行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準」を策定した所管課と、同取扱基準第5項第1号の規定の見直しや、同取扱基準第6項第1号に定める標準処理期間の事務の実態に即した短縮の適否等について協議した結果、一律に基準を設けて処理期間を短縮することは困難であるとして、見直しを行わないこととした。</p> <p>なお、行政財産の目的外使用許可の手続については、3年度以降、同取扱基準に定める標準処理期間を確保し、適正に事務処理を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和2年度／市民政策局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	令和3年2月26日
区分	意見		
意見の項目	深間ふれあいセンターについて		
意見の内容	当該施設については、将来的な施設修繕費などの負担が大きくなることが想定されることから、地元譲渡や、地元で維持管理経費の負担を求めた上で無償貸付を行うなどの選択肢も含め、今後の施設の在り方について、検討されたい。		
公表文該当 ページ	P19		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20210226teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年11月1日
所管課等	市民政策局 牟礼総合センター
措置結果	<p>本件意見については、令和4年5月に改定、公表された「高松市公共施設再編整備計画」において、当該施設は継続使用とし、大規模改修を要する場合は、廃止を含め、検討することとした。</p> <p>また、機能については「高松市地域ふれあいセンター条例」に基づき、市民に集会、レクリエーション等の交流の場を提供し、市民福祉の増進に寄与するため、継続することとした。</p> <p>なお、施設の地元譲渡については、令和元年の地元自治会との協議の中で、譲渡は困難であるとの結論に至ったことから、維持管理経費の地元負担を求めた上での無償貸付について、今後も引き続き、地元自治会と協議を行っていくこととした。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和3年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	令和4年2月28日
区分	意見		
意見の項目	特別展の開催に係る委託業務について		
意見の内容	委託業務については、業務内容や受託可能な業者を十分に精査し、複数の業務をまとめて発注するなど、効率的・経済的な契約手続きの方法について検討されたい。		
公表文該当 ページ	P17		
公表文への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/teiki.files/20220228teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和4年11月4日
所管課等	創造都市推進局 美術館美術課
措置結果	<p>本件意見については、令和4年3月に検討した結果、業者選定に当たっては、業務内容や受託可能であるかなどの観点により十分精査の上、特定の業者に偏ることなく選定することとした。</p> <p>また、契約手続きの方法については、過去の発注例と比較した上で安価になることを複数業務発注の判断基準に加え、効率的・経済的な契約が行えるよう、4年度から、適正に事務処理を行っている。</p>